

学校法人敬和学園役員の報酬等に関する規程

（ 2020年3月26日
制 定 ）

（目的）

第1条 この規程は、学校法人敬和学園（以下「敬和学園」という。）の寄附行為第38条の規定に基づき、役員の報酬、手当、退職手当及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）常勤理事とは、理事長及び常務理事をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- （3）職員理事とは、学園の職員（大学長、高等学校長、教員その他の職員を含む）としての給与を支給している理事をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- （4）非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- （5）役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職手当その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金支給規程に基づくもの含まない。
- （6）費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第3条 役員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- （1）常勤理事に対しては、報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- （2）職員理事に対しては、役員としての報酬等は支給しない。
- （3）非常勤理事及び監事に対しては、報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（報酬額の算定方法）

第4条 常勤理事に対する報酬月額、別表第1のとおりとする。

- 2 職員理事、非常勤理事及び監事に対する報酬の額は、別表第2のとおりとする。
- 3 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 4 常勤理事が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 5 常勤理事の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。

（報酬等の支給方法）

第5条 常勤理事の報酬等の支給日、支給方法、端数計算等については、学校法人敬和学園教職員給与規程の規定を準用し、「給与」とあるのは「報酬」に読替えるものとする。

- 2 非常勤理事及び監事の報酬は、1月から12月までの理事会の出席等法人運営のために従事した業務について、毎年12月にまとめて支給する。

(費用)

第6条 役員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して旅費を支給する。旅費の額は、別表第3のとおりとする。

2 この規則に定めるもののほか、外国出張に関する事項並びに出張手続及び旅費の支給等について必要な事項は、学校法人敬和学園旅費規程の規定を準用する。

3 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。

2 学校法人敬和学園役員報酬規程（1995年4月1日制定）は廃止する。

別表第1（第4条第1項関係）

常勤理事の報酬額

理 事 長	月 額 20万円
常 務 理 事	月 額 10万円

別表第2（第4条第2項関係）

常勤理事以外の役員の報酬額

職 員 理 事	無報酬（給与規程に則り職員としての給与のみ支給）	
非 常 勤 理 事	理事会等会議への出席	日 額 4千円
監 （ 非 常 勤 ）	監事監査、理事会等会議への出席 その他法人業務のための勤務	日 額 4千円

別表第3（第6条第1項関係）

区 分				旅 費 額		
鉄道賃				旅客運賃、特急料金の合計額		
船賃				一等料金又は実費		
航空賃				実費		
車賃				@ 25円/km、高速料金		
日当	遠距離出張	日当	国内	2,000		
			国外	指定都市	5,000	
				A地域	4,500	
		B地域		4,000		
		宿泊費	国内	(政令指定都市の場合)		12,000 + 2,000
				国外	指定都市	22,000
			A地域		17,000	
			B地域		12,000	
		寝台等利用			寝台料金	
		近距離出張	2時間未満		0	
	2時間以上～5時間未満		800			
	5時間以上		1,600			
	法人内出張		0			
	19時30分以降にかかる場合			+ 1,200		
(備考)						
<p>指定都市とは、シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サン・フランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジェッダ、クウェイト、リアド、アビジャンの地域、A地域とは、指定都市以外の地域並びにB地域以外の地域、B地域とは、アジア地域、中南米地域、アフリカ地域、南極地域のうち指定都市以外でインドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む）、インドネシア、大韓民国、東チモール、フィリピン、ボルネオ、香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域とする。</p>						